

放置自転車撤去車両の売却に伴う仕様書

1. 売却する自転車は八街市自転車等の放置防止に関する条例第12条第4項に該当する自転車とする。
2. 市が売却を予定した自転車は全て買い取るものとする。
3. 自転車の搬出、売却に伴う費用は買い取り者の負担とする。
4. 買い取り決定後、7日以内に売り払い金を納入すること。
5. 売り払い金納入後、7日以内に八街市が指定する日時において自転車を搬出すること。
6. 自転車の引き渡し場所は、八街市役所第3庁舎前とする。
7. 自転車搬出作業において買い取り者は安全確認に十分に配慮するものとし、事故、トラブル等があった際、市は一切の責任を負わないものとする。
8. 防犯登録のシールは必ず剥がすこと。
9. この仕様書に記載のない事項については八街市と買い取り者との協議の上決定するものとする。